

付則2 MFJアンチ・ドーピング規則

■ なぜ「アンチ・ドーピング」なのか？

ドーピングとは ※JADAから抜粋

ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。

ドーピングは、自分自身の努力や、チームメイトとの信頼、競い合う相手へのリスペクト、スポーツを応援する人々の期待などを裏切る、不誠実で利己的な行為であり、ドーピングがある限り、そもそもスポーツはスポーツとして成り立つことができません。

アンチ・ドーピングとは

アンチ・ドーピングとは、ドーピング行為に反対（anti アンチ）し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のことです。スポーツは、そもそも、その参加者がフェア（公正）でなければ成り立ちません。JADAは、アンチ・ドーピング活動によって、すべての人がフェアであることを支え、アスリートの健康を保護するために、ドーピングの撲滅を目指しています。

JADAのアンチ・ドーピング活動には、2つの種類があります。1つ目は、残念ながら現在スポーツにおいて報告されるドーピングをゼロにすること。そして2つ目は、スポーツにおいてドーピングが起こらないよう予防的な活動を行うことです。

アンチ・ドーピングは決してドーピングしているアスリートを排除するだけの活動ではありません。アスリートがドーピングのリスクを理解し、そのうえで自分自身、自分のとりくむ競技、スポーツ全体を守るために具体的な行動を行うことや、その教育活動を推進すること。さらに、ドーピングを予防する観点から、スポーツ、社会における「フェアネス」の価値観を共有していくこともアンチ・ドーピング活動に含まれます。

なぜ、アンチ・ドーピングが必要なのか

競い合う相手がドーピングをしているかもしれないという疑いがある時、自分自身が真剣にスポーツに打ち込めるでしょうか？ 相手の勝利を心から称えることができるでしょうか？

また、スポーツにおいてドーピングが当たり前になってしまったら、どのようなことが起こるのでしょうか？ スタジアムへスポーツを見に行きたいと思うのでしょうか？ 家族や友達にスポーツをやってほしいと思うのでしょうか？

ドーピングが蔓延すると、フェアなスポーツは成立しなくなります。そして、スポーツの土台を支える「フェア」が無くなってしまうと、その上に築かれている、スポーツが持つ多様な価値は壊れてしまいます。それは、スポーツの社会的な信用を失墜させることにもつながります。さらに、ドーピングは健康上の被害を引き起こす可能性がある危険な行為でもあるのです。

アンチ・ドーピングは、スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る活動です。アンチ・ドーピング活動を推進することで、フェアなスポーツが約束され、スポーツの価値はもっと多様に広がっていくでしょう。そして、すべての人たちが安心してスポーツを心から楽しめるようになります。

では、このようなアンチ・ドーピング活動に誰が関わっていくべきでしょうか？ スポーツの価値を守るために、ス

スポーツに携わる全ての人が積極的に参加する必要があります。トップアスリートだけでなく、トップを目指すアスリート、趣味でスポーツをする人、スポーツをみる人、ささえる人など、スポーツに携わる多様な人々がアンチ・ドーピングを知り、活動に参加することで、アンチ・ドーピングの目的である「スポーツにおけるフェア、スポーツの価値を守る」ことが実現できます。自分自身がスポーツの価値を守るためにできること、それを一人一人が実行していくことが、アンチ・ドーピング活動を構成していきます。

スポーツの価値

スポーツにはどのような「価値」があるのでしょうか？

健康な体づくりができること。挑戦する、勇気を持つ、相手を尊敬するといった気持ちの素晴らしさや、年齢や人種を越えた他者理解の心を育むことができること。チームワークやルールを守る姿勢を通して、フェアであることの大切さを知ること。さまざまな答えがあるかもしれませんが、その全てが「スポーツの価値」に含まれます。私たちは、スポーツをしたり、見たり、支えたりする中で、そのようなスポーツの価値にふれることができます。

我が国のスポーツ基本法には、「スポーツは世界共通の人類の文化」とであると記載されています。私たち人類は、スポーツの中で多様な価値を育み、継承してきました。それは、上記のような価値が、単にスポーツの中でのみ尊重されているものではなく、スポーツ以外の日常生活のさまざまな場面においても、さらには個人の生き方としても尊重され、守られるべきものだと、世界の人々が信じているからです。

あなたは「スポーツの価値」と聞いて何を想像しますか？

そして、未来に継承したい「スポーツの価値」は何ですか？

第1章 総則

第1条

ドーピングは、スポーツと医学の倫理に反する。

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「本協会」という）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下JADAという）に加盟し、WADA/JADAの定める規則ならびにFIMメディカルコードを尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第2条

本協会は、ドーピングを禁止する。

第3条

ドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）規定の禁止リストならびにFIMメディカルコードに規定された禁止物質および禁止方法の使用に該当することをいう。

第4条

本協会は、本協会が公認・承認する競技会に出場する選手、および本協会が国際競技大会へ派遣する日本代表選手（候補を含む）を対象としてドーピング検査を行なう。

第5条

第4条に規程される競技者は、本協会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。
検査を拒否した場合は、理由の如何にかかわらず陽性と判断され、制裁が科される。

第6条

本協会は、ドーピングを行なった競技者に対して制裁を科す。

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者にも制裁を科す。

第7条

ドーピングを行わないことは、競技者自らの義務と責任である。

競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。

第2章 ドーピング防止規程

1. 世界アンチ・ドーピング防止規程および日本アンチ・ドーピング規程

- 1.1 MFJは世界アンチ・ドーピング規程（以下、「WADA規程」という）および日本アンチ・ドーピング規程（以下、「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなった。
- 1.2 WADA規程に基づき、MFJは以下の役割および責任等を担うものとする。
- (1) ドーピング防止方針および規則がWADA規程およびJADA規程に準拠すること。
 - (2) 国内競技連盟のドーピング防止方針および規則がWADA規程およびJADA規程に準拠することを加盟または承認の条件とすること。
 - (3) JADAと協力すること。
- 本条項（4）は現MFJとは合致していないが、WADA規程ならびにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。
- (4) MFJに通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務づけること。
 - (5) WADA規程またはJADA規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること。
 - (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. アンチ・ドーピング防止規程の適用

- 2.1 本規程は以下の者に対して適用される。
- (1) MFJ
 - (2) 競技者
 - (3) 日本代表選手団のメンバー
 - (4) 競技者支援要員
 - (5) 国内競技連盟
- 2.2 アンチ・ドーピング規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

- 3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 検体採取に応ずること。
 - (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - (4) 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- 本条項3.2は現MFJとは合致していないが、WADA規程ならびにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。
- 3.2 MFJに通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最

新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること。

3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

MFJは、WADA 規程およびJADA 規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む）が行なう検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

5.2 アンチ・ドーピング規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程およびJADA 規程の各第5条、第6条および第7条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

MFJは、すべてのドーピング防止機関による、人がアンチ・ドーピング規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA 規程およびJADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. MFJが科す制裁措置

7.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯したと認定された人は、MFJ メディカル部会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団またはその選考の資格、MFJからの交付金、助成金および補助金の交付の全部または一部を受ける資格、ならびに、MFJで役職に就く資格を失う。

7.2 制裁措置の期間は、WADA 規程およびJADA 規程の各第10条および第11条に従って決定される。

7.3 MFJは、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって科された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事件は、WADA 規程およびJADA 規程に準拠して判断され、WADA 規程およびJADA 規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が科せられた場合には、MFJは科せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 国際オリンピック委員会および公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA 規程第14.1項およびJADA 規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 当該人の国際競技連盟
- (4) WADAおよびJADA
- (5) MFJが通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、日本アンチ・ドーピング規程第13条（結果管理不服申立て）の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがCAS（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）またはドーピング防止機関により明らかになった場合、MFJはアンチ・ドーピング規則違反およびそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として科せられた

制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が科された旨通知されたすべての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

■「アンチ・ドーピング規則違反」とは、WADA 規程およびJADA 規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。

■「競技者」とは、WADA 規程およびJADA 規程に定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA 規程およびJADA 規程で付与された意味を表すものとする。

第3章 本協会が実施するドーピング検査

第8条

ドーピング検査は、事前の通告をもって、または通告なしに実施される。

第9条

ドーピング検査は、JADA が任命する検査員により、検査員の指定する場所において実施される。

第10条

検体採取は、細則で定める手続きに従って行なわれる。

検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第11条

検体の分析はWADA 認定の検査機関で行なわれる。

第12条

検体の分析は、世界アンチ・ドーピング機構検体分析規定ならびにFIM メディカルコードに則って行なわれる。

第4章 結果の通告と制裁の手続き

第13条

検査機関からの検査結果は、本協会メディカル部会長または委員長が指定する代理委員に通告される。

第14条

A 検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、本協会メディカル部会長またはその代理委員は、本協会会長に報告する。競技者へは文書で通知し、所見に対する説明を求める。

第15条

競技者は通知を受けてから14日以内にB検体の確認検査を要求できる。

競技者が確認検査要求の権利を放棄するか、14日以内に確認検査を要求しない場合には、ドーピング検査陽性と認定される。

第16条

B検体の検査には、本協会メディカル部会1名、本協会の代表者1名、選手またはその代理人1名が立ち会うことができる。

第17条

B検体の検査結果は本協会メディカル部会長または代理委員に報告される。

本協会メディカル部会長またはその代理委員は、検査結果を本協会会長に報告する。

第18条

B検体が陰性の場合には、ドーピング検査陰性とされる。B検体がA検体と同所見の場合には、ドーピング検査陽性とされる。

ドーピング検査陽性の場合には、本協会は当該競技者ならびに関わりのあった者に対して制裁を科す。

第19条

本協会は、制裁を決定する前に、競技者ならびに関係者に公正な事情聴取の場を設ける。

第20条

本協会は、本協会規則に従って制裁を科す。

第5章 制裁

第21条

競技者に対する制裁は、競技結果の抹消、日本代表選手の認定取り消しおよび本協会に関わる公認・承認競技会への参加資格の停止である。

制裁内容は以下のとおりとし、WADA規定に則って決定する。

- (1) 厳重注意
- (2) 資格停止 2年以内
- (3) 資格停止 2年以上終身

第22条

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者に対する制裁は、第21条に規程する制裁を上限として、必要な修正を加えて科す。

第6章 付則

第23条

このアンチ・ドーピング規程の施行についての細則は別に定める。

付則1. 本規則は、2025年1月1日から施行する。